

**東京大学（本郷）総合研究棟（工学部新3号館）施設整備事業
要求水準書(案)に関する質問・意見について**

平成21年6月30日
国立大学法人東京大学

1 要求水準書(案)に関する質問の受付、要求水準書(案)に関する質問回答の公表

要求水準書(案)に記載の内容に関して、質問の受付並びに質問回答の公表を以下の要領で行う。

(1) 受付期間

- 1) 平成21年 7月 7日（火）～ 7月10日（金）

(2) 提出方法

要求水準書(案)に関して質問がある場合は、その内容を簡潔にまとめ、「様式4 要求水準書(案)に関する質問書」に記入のうえ、電子メールでのファイル添付にて提出のこと。ファイル形式は、Microsoft Word（97～2003）とし、記入方法の詳細は「様式4」に記載している。なお、電話及びFAXによる直接の質問は受け付けない。

- 1) 宛先 : 国立大学法人東京大学本部施設企画グループ事業企画・地域連携チーム
2) 電子メールアドレス : todai-pfi@adm.u-tokyo.ac.jp

(3) 質問回答方法

- 1) 平成21年 7月28日（火）までに、大学のホームページにおいて質問回答を公表する。

2 要求水準書(案)に関する意見の受付、要求水準書(案)に関する意見の公表等

要求水準書(案)に記載の内容に関して、意見の受付並びに意見の公表等を以下の要領で行う。

(1) 受付期間

- 1) 平成21年 7月 7日（火）～ 7月10日（金）

(2) 提出方法

要求水準書(案)に関して意見がある場合は、その内容を簡潔にまとめ、「様式5 要求水準書(案)に関する意見書」に記入のうえ、電子メールでのファイル添付にて提出のこと。ファイル形式は、Microsoft Word（97～2003）とし、記入方法の詳細は「様式5」に記載している。なお、電話及びFAXによる直接の意見は受け付けない。

- 1) 宛先 : 国立大学法人東京大学本部施設企画グループ事業企画・地域連携チーム
2) 電子メールアドレス : todai-pfi@adm.u-tokyo.ac.jp

(3) 公表方法

- 1) 意見者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、平成21年 7月28日（火）までに、大学のホームページにおいて意見を公表する。

(4) ヒアリング

- 1) 民間事業者等から提出のあった意見のうち、大学が必要と判断した意見については直接ヒアリングを行うことも予定している。